

令和7年度第12回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年3月6日(金)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階 中会議室
3. 開会 令和8年3月6日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 中嶋 英徳 2番 石井 裕 3番 上野 美登
5番 吉田 一明 6番 池上 一也 7番 宮本 静子
8番 坂本 敦子 9番 坂井 隆浩

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域 福本 親康 福田 政司 池上 春男
六栄区域 平木 誠志 木原 大介 藤井 豊
長洲・清里区域 土山 道直 濱崎 伸二

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

4番 菊本 耕二 10番 上田 正三

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

0名

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 長谷川 元
農業委員会事務局 局長補佐 松岡 高史
農業委員会事務局 書記 浦田 慶広
農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
 - ・ 報告第20号 許可不要転用届について
 - ・ 議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - ・ 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - ・ 議案第40号 荒廃農地の非農地判断について
 - ・ 議案第41号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
 - ・ 議案第42号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する
意見聴取について
 - ・ 議案第43号 令和7年度長洲町「地域計画」に関する意見聴取について
- その他

(長谷川事務局長)

起立・・・礼 おはようございます・・・着席。

それでは、ただ今から令和7年度第12回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。まず、中嶋会長よりご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

皆さん、おはようございます。3月に入りまして、暖くなるかなあと思いつつも今日はこんなくもり空で、昼から雨が降る予報になっております。やはりお天とうさんが出ないと寒い日が続いております。暖かい時はジャンパーひとつ脱げるんですけども、まだ今朝までは着とかんと寒いなあとと思います。まだ寒い日が続きますが、身体には充分注意して過ごしていただきたいと思っております。お2人が欠席ということですけども、今日もよろしく願いいたします。

(長谷川事務局長)

ありがとうございました。本日の欠席委員をご報告いたします。本日は、4番 菊本委員、10番 上田委員より欠席の届けの連絡がっております。

本日の出席委員は10名中8名でありまして、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、これ以降の議事進行は中嶋会長をお願いいたします。

(中嶋会長)

これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第20号 許可不要転用届について

議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第40号 荒廃農地の非農地判断について

議案第41号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

議案第42号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する

意見聴取について

議案第43号 令和7年度長洲町「地域計画」に関する意見聴取について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 9番 坂井委員 2番 石井委員をお願いいたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。1ページから3ページです。「報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

説明いたしますが、その前に議案書のほうですけども、今回タブレットの画面で見て頂

けるように、縦に変わっております。

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおりご報告いたします。議案書の1ページから3ページ、受付番号21番から30番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。以上で、報告第19号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第19号を終わります。

(中嶋会長)

議事に入ります。4ページです。「報告第20号 許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の4ページ 報告第20号 許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の4ページ、受付番号4～5番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

受付番号4番は、土地収用法第3条第1号に該当する道路事業です。農地法第5条第1項ただし書により、都道府県が公益性のある事業のために農地を取得する場合、転用許可は不要です。

次に受付番号5番ですが、こちらもこの事業は土地収用法第3条第1号に該当する道路事業です。農地法第5条第1項ただし書により、地方公共団体（都道府県を除く）が公益性のある事業のために農地を取得する場合、転用許可は不要となります。よって、農地転用許可を必要としません。

よって、受付番号5番も農地転用許可を必要としません。似たような根拠ですが、簡潔に説明しますと受付番号4番と受付番号5番は農地法上の区分が異なります。

受付番号4番は、『都道府県』、受付番号5番は、『地方公共団体（都道府県を除く）』として、それぞれ条文上で別区分になっています。そのため、備考欄では取得主体ごとに根拠条文を明示しています。整理しますと、土地収用法第3条第1号とは、「道路」など公共の利益となる事業こそ収用（取得）できるという法律上の基準であり、受付番号4番は都道府県として、受付番号5番は地方公共団体として、それぞれ農地法の適用除外規定に該当するため、いずれも農地転用許可不要となります。以上で、報告第20号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第20号を終わります。

(中嶋会長)

議事に入ります。6ページから9ページです。「議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の6ページから9ページ、受付番号3番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、長洲中学校の東側となります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、農業用倉庫及び通路への敷地拡張ということになっております。申請地の農地区分につきましては、第1種・第3種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可となります。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業が既に完了しているため、顛末書を提出していただいております。計画面積の妥当性につきましては、既に事業完了済ということであるため適当と判断しております。転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、既に事業完了済ということであり周辺農地への影響はありません。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然浸透及び西側・南側の道路側溝への排水となります。以上、受付番号3番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の2番 石井委員お願いいたします。

(石井委員)

2番 石井です。場所はですね、折地の踏切を渡ってお寺のすぐ手前で、梅の木を数本植えてあって、見に行った時にちょうど弟さんが来られて話を聞きました。今は何もしてないからと言われてました。何も問題がないと思われまます。審議のほどよろしく願います。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の平木推進委員にご意見を願います。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。写真を見てもらうと分かるんですけども、入り口が道路で奥に三角の土地があるんですけども、全てブロックとフェンスで囲われてて現状は一枚ものの宅地になっております。田んぼとかではありませんので、何ら問題ないかと思われま。以上です。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員、推進委員より説明がありました。この件について、質問はございませんでしょうか。

(上野委員)

はい、この農業用倉庫は、もう建っているんですか。

(事務局)

はい。

(上野委員)

さっき顛末書って言われてましたけど、勝手にしたらダメだったので顛末書書きます。ということで、顛末書さえ書けば何でもできます。っていうので、いいんでしょうか。

(事務局)

今回のケースは、今石井委員が言われた通り今誰も住んでなくて不在と、申請者の方が、福岡市に住んでらっしゃって実際両親が亡くなられてて相続を受けられて、相続を受けた際に色々調べられて倉庫が建ってるので、本来ならば現状宅地になっているので、宅地だと思ってたら農地だったと、違反してるという事で相談がありました。自分も今まで庭だと思ってたのに、農地だったので是正したいという相談を受けて、今回ほぼほぼ庭になってるということで、顛末書をつけて出していたらという事で、上野委員がおっしゃってる通り、これは悪意があったという事ではなくて、かなり昔に建てられたもので、娘さんが相続されて発覚したので、きちんと適切に対応したいということで、出しておいております。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ、受付番号3番について賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号3番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。10ページから13ページです。議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の10ページから13ページ、受付番号14番になります。申請人、申請地の所在、

地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、旧長洲中学校の北側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページから5ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、貸資材置場のための売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域（第一種住居地域）であるため第3種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断しております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和8年5月1日より着工予定、令和8年12月25日で完成予定であり適当と判断しております。計画面積の妥当性につきましては、面積が過大であるとは認められないため適当と判断しております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、砕石を敷均し、砕石が隣地にはみ出さないよう注意深く作業するため、工事による土砂の流出はなく、申請地周りは宅地化しているため付近に耕作している農地はないため営農への支障はないとのことです。

その他、給水、生活雑排水及び汚水等はなく、雨水は自然浸透ということになります。以上、受付番号14番の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の7番 宮本委員お願いいたします。

（宮本委員）

7番 宮本です。場所は旧長洲中学校のちょっと先の方で沿岸道路のループになってる所の手前の右左になります。ここは、草刈り等はされてて管理はされておりましたけれども、作物は作られてなくて、周りは住宅地になってて何も問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

（中嶋会長）

ありがとうございました。続きまして、補足説明を推進委員の濱崎推進委員によろしくお願ひいたします。

（濱崎推進委員）

推進委員の濱崎です。先ほど説明があつた通り何も問題ないかと思われます。よろしくお願ひします。

（中嶋会長）

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

（上野委員）

これは、貸資材置場ですけれど、永遠に貸資材置場なんですか。結局返さしたら、畑に戻るんですか。

(事務局)

今回の貸資材置場と言うのは、実は自分が経営する会社に貸すという事で、所有権移転というのは譲受人に名義変更して、買って自分の法人に貸すという申請になっております。

(事務局)

ちなみにもう一つ申し上げますと、事業が完了したら、工事完了報告書というのを提出いただいて完了したとなるんですけれども、駐車場と資材置場の許可に関しては、完了して工事完了報告書を提出されたら半年に1回必ず提出を下さい。合わせて3年間出し続けて下さいという風に規制がかけられております。この背景につきましては、資材置場で許可が下りたものの完了しましたと言いながら数ヶ月数年後には別の用途に変わってるという事例が多くあっておりましたので、農地法が若干改正されて、県と話した所、半年ごとに3年間提出していただく必要があるということでした。

(中嶋会長)

他に何かありませんか。

ありません の声あり

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第36号 受付番号39号 受付番号14番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第39号 受付番号14番は原案のとおりの許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。14ページから15ページです。「議案第40号 荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第40号荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。議案書の14ページから15ページです。同意者、所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

対象となる農地は、令和7年度利用状況調査において再生困難と判断した農地ございまして、所有者に地目変更に関する同意を得た農地となります。以上、議案第40号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

この分は来年見らんちゃよかていう事たいな・・・

(事務局)

これを法務局に提出して 法務局が地目変更をしてくれると確認する必要がなくなります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり決定し地目変更申請を行います。

(中嶋会長)

議事に入ります。16ページから24ページです。「議案第41号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第41号 農用地利用集積等促進計画(案)が定められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、意見書を送付するものです。

今回の申請につきましては、16ページが農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案総括表となりまして、2026年の期間ごとの総括になります。

18ページから19ページが今回の借り手の状況一覧表で現在の耕作面積に今回の農用地利用集積等促進計画案面積を合わせまして今後の経営面積ということで示しております。

詳細につきましては、20ページから22ページ 賃借権 71件104筆 132,582.56㎡、23ページ 使用貸借権 2件 2筆 6,923㎡、24ページ 期間借地権 6件 6筆 15,796㎡となっております。

以上、議案第41号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

今回契約が多いのは、大型農家の方が規模縮小と離農をされておりますので、近くを耕作されている認定農家の方をお願いしております。

(中嶋会長)

この件について、何か質問等はありませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第41号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第41号は異議ないものとして、意見書を送付します。

(中嶋会長)

議事に入ります。26ページから27ページです。「議案第42号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第42号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見聴取について令和7年度 長洲町「地域計画」に関する意見書聴取について審議する必要がありますので提出いたします。

令和7年7月に見直された『熊本県食料・農業・農村基本計画』に伴い、県の『農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針』が12月に変更に伴い、町より『農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想』の一部を変更が提出されましたので、委員・推進委員の皆様からのご意見を伺い意見書を提出いたしますのでよろしくお願いいたします。別紙資料をご覧ください。

本構想は、認定農業者を審査する際の所得や経営規模の目安となります。記載内容や表現については県と協議し、校正および承諾済ですが、主な変更点につきましてご説明いたします。

主な変更点につきましては、

① 従来の文言等を現在の農業経営に即した表現に変更

『稼げる農業』に関する表記を追加、等

② 数値目標の修正につきましては、県の目標額より低いですが、県と協議し、地域の実情を考慮して金額を決定しております。

年間農業所得…主たる従事者1人当たり300万円→「概ね300万円」

1経営体当たり600万円以上→削除

所得額はあくまで目標であり、下回ったとしても新規認定の採択や認定の更新が不採択となるできないわけではありません。次回更新までに目安を上回る計画や根拠により立案し、審査会で承認されればよいとのこと。

③ 利用権設定事業が廃止されたことによる関係項目の削除

④ 熊本県農業経営・就農支援センターの業務に関する文言の追加

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はありませんでしょうか。

(中嶋会長)

長洲町に葉たばこば作りよらす農家はおらずと。葉たばこは、契約栽培だけが、作りまして言うたっちゃ作られんけん、消したっちゃよかつじゃなかと。これからぶどう シャインマスカットとか増えてくるだろうけん、町に即した資料に作り替えたっちゃよかつじゃなかと。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですが、議案第42号は異議があったので、修正して、意見書を提出いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。28ページから29ページです。「議案第43号 令和7年度 長洲町「地域計画」に関する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第43号 令和7年度 長洲町「地域計画」に関する意見書聴取について審議する必要がありますので提出いたします。

令和5年4月1日に改正された農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、本町(長洲町)においても目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画・目標地図(3地区 長洲・清里小校区・腹赤小校区・六栄小校区)」の3ヶ所につきまして、本委員会をはじめ、関係者等の意見聴取(意見書の提出)を踏まえ、令和7年3月末に公表しております。令和7年度において、町より耕作者異動に伴う計画の一部変更及び目標地図の変更に伴い、令和7年度 長洲町「地域計画・目標地図」が3地区(長洲・清里小校区・腹赤小校区・六栄小校区)が提出されましたので、委員・推進委員の皆様からのご意見を伺い意見書を提出いたしますのでよろしくお願いたします。

本委員会をはじめ、関係者等の意見聴取(意見書の提出)を踏まえ、令和8年3月末の公表となります。詳細につきましては、農林水産課 馬場課長補佐より説明いたしますので、別紙資料をご覧ください。

(馬場課長補佐)

農林水産課の馬場です。地域計画の1年目のブラッシュアップした内容につきまして変更を加える必要がありますので、皆様方に検討していただくようお願いしたいと思います。A4の右左に同じように記載しておりますので見ていただきたいんですけども、左側に令和7年4月1日に公表した地域計画の中の農地を担う者の内容を記載しております。

長洲町の地域計画の色が塗られてる農地については、現況誰かが張り付いている耕作をしていると言う事になります。

しかし、先ほどもありましたけれども、大型農家さんの規模縮小や離農されるという農地については、今回については農地中間管理機構において耕作者の変更を行いましたので、右側の令和7年度中の変更として挙げてあります。また、新しく農業を始められた耕作者として名前を挙げてあります。

前は11年度として行いましたが、次回の変更としては、17年度に行います。

以上、議案第43号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただ今、農林水産課馬場課長補佐より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第43号は異議なしで意見書を提出いたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 委員報酬の明細について
- 2 全国農業新聞の値上げについて
- 3 配布物の説明について
- 4 女性委員研修会について
- 5 来年度の委員改選について
- 6 来年度の研修会予定について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和7年度第12回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(長谷川事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前11時33分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印